

財閥現象についての展望

安 岡 重 明

- 一、はじめに
- 二、財閥への関心のはじまり
- 三、視野の拡大
- 四、財閥現象の拡大
- 五、今後の研究
- 六、ハワイのビッグ・ファイブ
- 七、おわりに

一、はじめに

日本の経済史の研究から経営史へ関心を移し、さらにそのなかでも財閥史に興味をもった者として、最近四十年のほどの時代の動きのなかで、どのようにその興味を展開させたかを報告するつもりで、本稿はかかれる。

私が研究らしきものをはじめたのは、一九五一年春、宮本又次先生の経済史演習に参加してからである。その頃の経済史学界の流行は、農村史、農業経営史、社会史、労働運動史など、社会経済の基底をなすと思われた分野の

研究であった。いずれも、日本の近代化を促進した萌芽の析出、またそれを阻害した要因の探索をめざしたものであった。敗戦により思想・研究の自由が保証され、戦時下では押さえられていた階級問題の研究が解放された結果であり、マルクス主義的思想の盛行の結果でもあった。

私も当時の学界の流行の影響を受け、当初日本の近世・近代農村経済史に興味をもった。一九五三年に大学院に入り、農村経済史の論文を二つばかりかいたとき、当然のことながら農村経済史といえども、体制や制度の問題を抜きにしては語れないことに気づき、政治体制と農村・都市経済の関係、さらに市場問題を考えるようになった。当時の日本経済史学界は、支配と生産について熱心であり、商業や市場問題はほとんど関心をもたれないか、無視されるか、であった。生産重視は商業軽視と結びついた。その不備に気づき、市場問題をめぐる幕藩対立の問題と大大名領国と中央地帯とを対置させた「非領国」問題の二点をあつかった著書『日本封建経済政策史論』(一九五九年)を刊行した。

なお商業帳簿を通しての商業経営の分析は、河内国丹北郡若林村(現在大阪府松原市)の木綿商池田七郎右衛門家の木綿の仕入れと販売の帳簿について行っていて、それにより発展的な郷商人の動態を明らかにしたことがあつた²。

二、財閥への関心

そのような研究と並行して一九五七年から、宮本又次先生のおさそいで、作道洋太郎・川上雅・藤田貞一郎氏と大阪の豪商鴻池善右衛門家の経営資料を閲覧することになった。のちには森泰博氏も参加された。一九五八―九

年には宮本又次『鴻池善右衛門』や中田易直『三井高利』が出版されたが、そのころまでは商業帳簿の分析はなされていなかった。生産重視の結果、農業経営の分析はさかんなされたが、流通重視のために、商業史については研究者も少なく、帳簿の分析にまで関心が行き届かなかったのである。大商人や政商、後の財閥は、政治権力と結びついて利益をあげていたのは自明であるから、その帳簿を分析しても仕方がないという雰囲気であった。こういう私も、鴻池家の『算用帳』を手がけるまでは、そういう風潮から自由であったわけではない。なお、もうひとつ商人経営の研究が進まなかった理由として、大商家や財閥の経営資料がその頃まで未公開であったという事情も加えておかねばならない。

鴻池家の寛文十年(一六七〇)から明治前期にいたるまでの算用帳の諸数値を整理しているうちに、企業経営は時代の動き、とくに経済の動きと連動して適応して変化する生きものだという当然のことを、あらためて実感せざるをえなかった。

すなわち、大阪の利率率が低下し、利貸業という家業の収支構造が悪化(利率率の低下)するにつれて、家族形態が変化し、分家や別家の創設が鈍化し、その上、本家・諸別家の三者の間の関係も変化し、その中から合資会社的な結合が見えてくるのであった。日本の家制度は比較的不变のものと考えられやすいが、外見上は不变にみえても、内部の結合の仕方は変化しながら存続してきたことが明らかになった。その結果、同族的な大きい家業が会社形態をとるようになることも分かってきた。三井家は合名会社的結合であった。この点ではヨーロッパの家族的大企業、たとえばドイツのフッガー家の合名会社化の過程などとも比較が可能なのである。日本の学者はながく、暗黙のうちにヨーロッパの会社制度(企業形態)の発達史と日本のそれとは無関係であると考えてきた。だから会社制度は維新以後、他の文物とともに輸入された制度であると考える人が多かった。しかし、家族制度や相続制度

の相違を考慮してあつかえば、日本の会社制度前史はヨーロッパのそれと比較可能なのである⁴。

このように変化に対して可変的であった鴻池でも、明治の変化には対処しきれないで、三井や住友に対して二歩も三歩も遅れをとった。これをみると、明治という変革期に鴻池よりも、はるかにたくみに対処しえた三井や住友の変化は、どのような性格の変化であったかを明らかにする必要が生じてくる。

このように考えたとき、私は鴻池研究を当初考えていた商人史研究だけにとどめないで、財閥化に成功した三井と住友という他の大商人とともに財閥形成史研究という角度からも考えることができることに気づいた。このような経過をへて、鴻池・三井両家の経営史を財閥形成の条件としての企業形態を通して考察することになった。私の財閥論が所有者の性格論、企業形態論の角度からの財閥論になっているのは、このような経過の結果である。住友をこれに加えなかったのは、住友については資料利用に制約があつて、企業形態の調査が不可能であり、同じレベルで比較できなかったからである。

財閥論の重要な論点のひとつは事業の多角化論である。多角化と企業形態とは、直接関係はないが、多角化した事業部門をどう所有するかという点では企業形態と関係がある。私が明治五年の三越分離と明治九年の三井物産会社創立とを重視するのは、そのためである。

鴻池研究をはじめから一三年、三井研究をはじめから九年のちの昭和四五年（一九七〇）はじめ、それまでの研究を整理して『財閥形成史の研究』（ミネルヴァ書房）を出版した。それまでの財閥研究は、独占資本・金融資本の生成・発展史としてのみ扱えられることが多かった。そのもつとも整理された成果が柴垣和夫『日本金融資本分析』（一九六五）であった。私の著書は主として企業形態史として叙述したものであり、新しい研究として評価された反面、資本主義発達史の視座を是とする研究者からは、資本主義の構造分析との関連のうすい研究として

批判的に評価された。しかし私の研究視角は、日本の企業形態史を国際的に比較可能とする利点を含んでいる。

三、視野の拡大

『財閥形成史の研究』は制度史的な研究としてまとめられたが、鴻池・三井の比較を通して浮かびあがったのは、企業者として革新的企業者のことである。これには自分で創業した企業者のほか雇用されて活躍した専門用経営者（雇用経営者）が含まれる。明治期は雇用された革新的企業者が活躍した時代であり、かれらを雇用した大商家では軋轢も生じたが、成功した場合も多い。

明治維新を迎えたとき、鴻池は算用帳上のみでも多額の純資産をもっていた。新しい事業にも手を出したが、どちらかといえば他人にすすめられたケースが多かった。明治二二年日本生命の設立に当たって、鴻池善右衛門は社長となったが、これは鴻池の信用を利用するため、滋賀・京都・大阪の三府県知事によって担ぎ出されたのである⁵。鴻池家の改革のため雇用された経営者、土居通夫、島村久、原田二郎等は、同族の資産を工業化のために投資させるのには慎重であった。銀行業、信託業などに力を入れたが、安全な貸付策をとったため、銀行の成長は他銀行より遅かった。

呉服業・両替業を主たる業種としていた三井家は、安政開港後貿易関連業務にも関係し、欠損を出していたし、資産のなかには回収困難な金額が相当あって、慶応三年（一八六七）には大元方勘定目録（決算帳簿）の上では、資産九七万六七二六両となっているが、実質はそれよりはるかに少額となっていて、主人・奉公人の間の危機感は一強かった。三井は慶応四年（明治元年）に、恥をしのんで別宅たちへ資金の提供を依頼するほどだった。三井は幕

末には資金が全く枯渇した状態にあり、たとえ維新が起ころなくとも、抜本的な改革を行わなければ破産する窮状においこまれていた。

こういう背景があったからこそ、慶応三年十月、三井御用所に四三才で雇用された三野村利左衛門が活躍できたのである。彼は明治二年(一八六九)十一月には三井総領家八代三井八郎右衛門高福の名代として、北海道物産掛頭取に任命されているから、雇用されて二年後には三井家を代表する役職にいたのである。いかに才能があつても、平時では考えられないことである。三井家の人びとは三野村の改革に反対であつたが、井上馨の干渉もあつたし、やむをえない状態と見て、彼の活躍をぎりぎりのところで許していた。明治一〇年三野村が死ぬと、三井家は彼の政策を後退させ、明治二三年には経営の危機を招く。翌年中上川彦次郎を雇用して三井銀行の立て直しをはかる。中上川の工業化積極策は、三井家とその顧問井上馨と対立し、十年間の抗争のち彼も病死する。三野村・中上川と三井物産を成功させた益田孝の三人の企業者的経営者によつて、三井は多業種兼営に成功し、財閥化する。

結局、鴻池の停滞と三井の飛躍の差は、資金や名声の大きさによるのではなく、多業種化の業種と範囲と、企業者との差に帰せられる。おそらく、他の商家や企業についても、同様のことがいえるであろう。

ここで問題となるのは、出資者(オーナー)と経営者の関係である。経営者雇用の条件、解雇の条件、経営委任の内容である。経営者の雇用は、たいてい政界・財界・教育界の大物の紹介・推薦によつて行われる。明治期には雇用関係は主従関係と考えられて、雇用された者は雇主(オーナー)のために全身全霊の努力をする建て前となつていた。給与はあらかじめ決めたであろうが、その他の業務内容や雇用時の要件を明文化することは、あまりなかつたと思われる。例外的に興味深いのは大宮庫吉(玉酒造)の場合である。彼の雇用にさいしては、その条件が明文化された。このときの契約書は、四方卯三郎四方合名会社代表社員が斡旋者福井春水に約束する形をとっている。

このような契約書を発掘することが大事であるが、一方、雇主と経営者の実際の関係を、回想記などの関連資料を駆使して再構築することも必要である。

「今回大宮氏を弊社技師に傭聘候につき、左の件を履行することを貴殿に盟約いたし候。

一、年俸金壹千五百円を支出すること。

二、来る大正六年より毎年九月三十日を以て損益決算をなし、その純益金のうち、清酒に関する益金額と味噌に関する益金額壹万円とを控除したる残金にたいし、その十分の一を報酬として配当する。ただし、この配当金は、最低額を金壹千円とすること。

三、契約期間は、大正五年四月より、大正十年九月までとす。

四、本契約の変更を要する場合は、貴殿に一任すること。

右後日のために証書差し入れ候也。

大正五年四月二日

京都府紀伊郡伏見町字竹中
四方合名会社代表社員

四方 卯三郎 印

福井 春水 殿

(注) 社長四方卯三郎、取締役同秀三郎、同貫次郎の月給は各五〇円。荒金義喜「四方翁を語る」大宮庫吉刊、昭和四四年、一七頁。

四、財閥現象の拡大

日本だけに財閥が出現した段階と、他の国々においても新たに財閥的なものが出現したときとは、当然観察の視座は変化する。日本だけに出現したときには、日本の特殊なものとされやすい。他の国にも同様のものが出現したときには、類似点と相違点の双方が意識され検討される。日本だけに財閥が出現したときには、財閥は工業化のさいに日本独特の家制度と結びついた独占資本または金融資本とされた⁷⁾。より後発的な国々において工業化の過程に財閥ないし財閥類似の企業が出現してくると、日本の財閥は相対化され、日本の特殊性と考えられていた現象が共通性において理解されるようになる。そうなると、財閥は後発国の工業化過程に発生する家族結合を核にした企業集団、といった規定がなされるようになる。中川敬一郎氏の財閥の定義は、そうした事情をふまえたものである⁸⁾。同氏によれば、財閥とは一般的に後進国の工業化過程に特有な企業集団である。家族という本能的群居集団のあり方が社会組織の基本原理となつてゐる伝統的社會が先進工業国との国際競争裡に強力な工業化を急速に推し進めようとする場合、その後進国の工業化の經濟主体として必然的に発生する多角的な企業集団が財閥である、ということになる。

中川氏の定義は後進国においては財閥が出現する國際的条件に力点をおいたものであつて、財閥の内部的条件を規定しようとした森川英正氏や安岡重明の定義と対立するものではない⁹⁾。

後發国において財閥的なものが多数発生し、國民經濟の發展に寄与する現象が見られたとなると、今度は歴史的にふり返つて、欧米先進国には財閥的なものは出現しなかつたかどうか、しなかつたとすれば何故か、が問われる

ことになる。その検討の代表的なものが米川伸一編『世界の財閥経営』¹⁰であり、米川氏はイギリスにおいては財閥的企業は過去・現在にわたりきわめて希としている。氏はドイツについては、クルップとティッセンは財閥を形成したとしている。最近では工藤章氏が「ドイツ同族企業の運命」¹¹という論文で、ドイツでは同族大企業が残りやすかった条件を解明している。ドイツについて考慮すべき点は、一つはイギリスに対して後発の工業国であったこと。他は、クルップやティッセンやジーメンスなどは金属工業とか電機工業とかの範囲での多角経営であり、日本以後の後発国の多業種化という意味での多角化とは趣を異にすること、である。数量的にそのデータを示すことはできないが、国民経済に与える財閥的なものの影響力の大きさは、後発国においてより顕著であるといえるだろう。

第二次大戦前の日本では、財閥は悪とか不公正な組織という批判的な態度でみられることが多かったことは、周知の事実である。敗戦後の日本経済の民主化を推進した占領軍も同様の考えをもち、日本の対外侵略を後押しした勢力として財閥を把握、その解体を実施した。戦時中にも財閥企業の株式の公開は微弱に進行していたが、¹² 占領政策の財閥本社の解体、財閥家族の株式所有の禁止は徹底的であって、財閥家族による企業の所有と支配はまったく根絶させられた。第二次大戦後、政治的独立を達成し、国民経済の自立を目指したインドや韓国でも、財閥批判は根柢よく、政府による財閥の活動規制がなされた時期があったが、財閥を規制すると国民経済の発展が押さえられる面もあったので、近年では、工業化の担い手として評価されるにいたっている。

それ以外の後発国においても、財閥は国家権力と緊張関係に立つ場合もあるが、一般的には、工業化促進のために肯定的に受け入れられるようになったのではないか。たとえばエズラ・F・ヴォーゲル著『アジア四小龍』¹³では、台湾・韓国・香港・シンガポールの企業家たちの活動が高く評価されており、そのなかには財閥的な企業集団

が数多く含まれている。今後アジア経済が世界経済のなかで地位を高めるにつれて、アジア諸国の財閥研究はいっそう重要となってくる。

五、今後の研究

最初にのべたように、私は財閥史研究を商家の企業形態の解明から出発したので、中村青志氏に指摘されたように¹⁴、企業の内部構造からの経営史という性格が強い。そのため経済史や経営学的経営史の研究者の問題関心とは一定の距離がある。しかし、だれもが同じような角度から観察しなくてもよい、いろいろの角度からの研究はあつた方がよいという意味で、私の態度にも一定の意義のあることだと思つている。ここでは、私の関心の若干を取りあげておく。

一、財閥資本は創業者個人の資本か、後継者家族(複数の場合が多いが、単数の場合もある)の資本である。企業規模が大きいので資本が一体として使用される必要があり、相続による資本の分割・分散はさげねばならない。そこで資本の所有の仕方と、相続に伴う資本の分散阻止の方策とが研究の課題となる。私は日本の大商家や財閥家族の資本の所有は総有的な所有であると主張したが¹⁵、初期(一九世紀前半)のデュポンや一九世紀なかばから第二次大戦後までのクルップも総有的な所有であつた。¹⁶ 欧米社会にも一定の条件のもとでは総有的な所有が発生したことにも注意を払う必要がある。中国の客家の財産のなかに公嘗こうしょうという一族共有の財産があつた。¹⁷ これについても検討してみる必要がある。インドの財閥はファミリー・トラストを組織して、資本

の分割をさせた。¹⁸ 厳密な総有制ではなくても、同様の性格の財産所有は財産の散失を防ぐ役割を果たしたに
ちがいない。総有的な所有の分布とその変質の研究は一つの課題である。

二、財閥の生成と発展とは、長期的には国民経済との関係に規定されると考えられる。国民経済が停滞している
のに、財閥だけが繁栄しているときには、財閥批判が強くなり、財閥の行動に規制が加えられる。昭和初期の
日本、一九六〇年の韓国、一九七〇年前後のインドなどである。しかし輸出産業を経営している場合は支援さ
れることが多い。財閥と国家との関係も可変的なものとして観察する必要がある。

三、後発国が工業化する場合、または工業化に対応して発展する場合、財閥的なものが必ず生まれるのか、とい
う問題がある。(もちろん後発国が基本的に社会主義的政策をとる場合は別である。) これについてはハワイの
場合が参考になると思うので、要点をのべておきたい。

かつてのハワイ王国、のちのアメリカ合衆国ハワイ州にはビッグ・ファイブといわれる五つの企業集団があっ
た。そしてハワイ経済の上に君臨していた。ビッグ・ファイブの行動は、財閥化が未熟であったケースとして興味
ぶかい。¹⁹

六、ハワイのビッグ・ファイブ²⁰

ビッグ・ファイブの創業者たちが事業をはじめた一九世紀なかばの頃は、捕鯨業がハワイを支える産業であっ
た。このうち三社の創業者たちは、ボストン、カントン、リバプール、ブレーンメンから送られてくる商品の委託
販売に従事し、その支払いのために白檀・皮革・毛皮・鯨油・鯨骨などを送り出した。彼らの資金は、今日の町の

片隅のよろず屋ほどのものであった。一番古い C. Brewer & Co, Ltd. 1826 の創業者はボストン出身。二番目の Theo. H. Davies & Co. 1845. はリバプールからの商品を売買していた商人の書記であった Davies が、のちにその事業を継承して作った商会である。American Factors, Ltd. は一九一八年創立となっているが、創業者は一八四九年ドイツのブレーメンから商品をもってやってきた H. ハックフェルト船長である。

第四番目の Castle と Cooke は、アメリカン・ボードのメンバーであつて、宣教師やその家族のために必需品をボストンで仕入れ、一〇%の手数料をとつて供給していた。一八四九年アメリカ宣教師団は、ハワイの伝道に金がかりすぎるといふ理由で、ハワイの教会が自立できるようにと、宣教師が事業を営む事を許した。二人ははじめ商業を営んでいたが一八九八年から、砂糖きび農業や他の企業へ融資を行ない、それら諸企業の総代理店となつた。自らも砂糖きび栽培の会社を作つた。

五番目の Alexander & Baldwin もキャスル・アンド・クックと同様の事情により宣教師が一八四九年ごろから始めた砂糖きび栽培を事業とした。

ハワイからの輸出品ははじめ前述の品々であつたが、石油の登場により鯨油は不振となり、ビッグ・ファイブは砂糖の生産と販売に力を入れるようになった。しかし、一九世紀末ごろから砂糖はジャバ、キューバ、フィリピンとの競争のため、しばしば苦境に落ち入つた。ハワイの産物としては、他にパイナップル、バナナ、ナッツ、魚などがあつたが、それらの比重はちいさかつた。その結果、ハワイ経済は、砂糖の生産・販売のみというモノカルチユア経済となつてしまつた。

その上、ハワイ経済の規模は小さく、蓄積されたビッグ・ファイブの資本はハワイに再投資されないで、アメリカの本土に投資されるようになった。¹⁾ そうすると本社を本土から遠いハワイにおいておくことは、事業の運営上

不便である。そのため一九八〇年代はじめ、アメリカン・ファクターズ（アムファック）とキャスル・アンド・クックの二社は本社をサンフランシスコに移した。他の三社も本土やアジアへ投資するようになった。

これに先立つ一九七三年に、デイヴィス社は香港のジャーデイン・マセソン社の傘下に入り、一九七八年にはブルーワー社がIUIインターナショナルの子会社となった。これに示されるようにビッグ・ファイブの株主もハワイ以外の者があえ、最高経営陣にもハワイ出身以外の者が就任するようになった。ハワイ出身の経営者のなかには、ハワイへ再投資してその経済を活性化しようとする者もいたが、徒勞に帰した。

一九八二年の五社の総収入四六億ドルのうち、ハワイ関係はその四分の一であった。また同年のハワイの総生産額一四〇億ドルのうち、五社分は一四億ドルで、合衆国政府の支出は四〇億ドル、観光収入は三七億ドルとされており、その数字にくらべると、五社分の比重はちいさい。五社の経営幹部は口ぐちに、ハワイの市場はちいさくて、どうにもならないと訴えている。また砂糖生産保護のための土地利用法がハワイの開発をさまたげている面もある。一九四〇年代にはビッグ・ファイブの独占を批難するブックレットが出版されているが²²、その後は類書は発行されてないようだ。これも五社勢力の後退の反映かも知れない。以上の事実からハワイにおいて財閥的なものが成りたたなかつた事実を次のように整理できる。

- (1) ビッグ・ファイブの創始者は聖俗の欧米人であり、ハワイにとっては外来者であった。渡来当時は企業機会にめぐまれ、大資本となったが、市場規模の狭隘さのため、蓄積した資本をハワイ以外の国や地域に投下せざるをえなかつた。

- (2) 世界的に工業化の進展した一九世紀後半以降、ハワイの産業は砂糖きびの生産・加工・販売という農業生産および農産加工に傾斜し、産業的には農業国（地域）を脱することができなかつた。

(3) 土着人が経済力を握り、ナショナルリズムが「国民経済」を形成させるといふ条件が、アジアのニックスその他の国の場合のように働かなかつた。ハワイ産業の発展を主張した経営者もいたが、非力だった。タイ、シンガポール、インドネシアなどでは華僑が移住先で定着性を高めることにより、その地域、国と安定的な関係を築く努力をしてきているが、ハワイの渡来した欧米人企業家は、ハワイへの愛着よりも、経済的合理性を選んでいるように思われる。

(4) 産業が多様でなく、農業中心であり、人口は二〇世紀に入って増加してきたが、それでも一九九二年において一一六万人である。小島とはいえシンガポールは一九九〇年二七二万人、香港は一九九一年五五二万人である。市場のせまさはいかんともしがたい。交通上の条件も、大市場から遠い点で、香港、シンガポールとくらべて不利である。これらの諸条件がいまあって、ハワイには財閥的なものが生まれなかつたと思われる。

六、おわりに

以上、歴史的に地域的に財閥あるいは財閥的な企業（企業集団）の生成の条件について展望したが、このような試みを精密化することは経済史上、経営史上、なお重要な課題でありうるであろう。アジア・太平洋地域についていうと、イギリスの植民地であつてイギリス人が主流となつているオーストラリアやニュージーランドなどの産業発展と工業化は、どのように位置づけられるのであろうか。ハワイとの比較において考えて見てもよい問題であると思う。

- 註
- 1 『日本封建経済政策史論』大阪大学経済学部および有斐閣、一九五九年。のちに増補版見洋書房、一九八五年。
 - 2 安岡重明「商業的農業と農村構造」宮本又次編『商業的農業の展開―近畿農村の特殊構造』大阪大学経済学部および有斐閣、一九五五年。
 - 3 安岡重明「日本における財閥の原型―鴻池・三井を素材とした試論」同志社大学人文科学研究部編『社会科学』第一巻三・四号、一九六五年。のち「財閥形成史の研究」ミネルヴァ書房、一九七〇年、一五三頁。
 - 4 安岡重明「日欧の家産単独相続に関する覚書」同志社大学人文科学研究部編『社会科学』四七号、一九九一年。
 - 5 『日本生命百年史』上巻、一九九二年、六一頁。
 - 6 荒金義喜『四方翁を語る』大宮庫吉刊、一九六九年、一七頁。なお森川英正氏は一九九三年の経営史学会大会において、経営委任の形態として、商家の伝統型、外部有力者介入型、死亡による不可避型、委任なしの型に分けている。『経営史学』第二九巻一号、一九九四年、一一二頁（杉崎京太・石川健次郎稿）。
 - 7 昭和四十年代ごろまでは、意識的に無意識的にそのような定義が多かった。安岡重明編『日本の財閥』（宮本又次・中川敬一郎監修『日本経営史講座』第三巻、日本経済新聞社、一九七六年）一〇頁以下参照。梅井義雄・安藤良雄・柴垣和夫氏の財閥の定義は、おおむねそのようなものといえる。
 - 8 中川敬一郎「第二次大戦前の日本における産業構造と企業者活動」『三井文庫論叢』第三号、一九六九年。
 - 9 森川英正氏はかつて財閥を「家族ないし同族が封鎖的に支配する多角的事業経営」と規定した（『日本型経営の源流』東洋経済新報社、昭和四八年、二〇頁）。のち財閥を「富豪の家族ないし同族の封鎖的な所有・支配の下に成り立つ多角的事業経営体」（傍点は安岡による）とした（『財閥の経営史的研究』東洋経済新報社、昭和五五年、四頁）。私は当初「財閥とは、家族または同族によって出資された親会社（持株会社）が中核となり、それが支配している諸企業（子会社）に多種の産業を経営させている企業集団であつて、大規模な子会社はそれぞれの産業部門において寡占的地位を占める」とした（注7の安岡編『日本の財閥』一四頁）。その後財閥研究が国際比較にまで進展し、各国の財閥研究を通して、それぞれの国の家族制度、相続制度、所有者と専門経営者との関係、経営風土などが、相当解明されてきた。私は各国の企業集団を財閥という観点からも研究することは認識を多様化するのに有用と考えているので、やや定義をゆるめ「財閥とは、

- 家族または同族が出資し支配する多角的事業体であつて、そのうちの大規模な事業部門（または企業）は国民経済・地方経済に大きい影響力を及ぼすほどの規模を有する」とした（同志社大学人文科学研究所編『財閥の比較史的研究』ミネルヴァ書房、一九八五年、五頁）。私は観察対象を広げる方がよい場合には、一定のわく組は必要であるが、多くの対象を観察する方がよいと考えているので、定義はゆるい目的の方がよいと思う。寡占（この確認はむずかしい）かどうかを判定するかどうかは別として国家や地域の動向に大きい影響力をもつ程度の大規模性は重要な要件と考えている。
- 10 米川伸一編『世界の財閥経営』日本経済新聞社、一九八一年。
- 11 工藤 章「ドイツ同族企業に運命」東京大学『社会科学研究』第四六巻五号、一九九五年。
- 12 安岡重明「三大財閥の成立過程およびその本社株の公開」『同志社商学』第二五巻4・5・6合併号、一九七四年、参照。
- 13 ヴォーゲル「アジアの四小龍」中央公論社、一九九三年。なお、井上隆一郎「アジアの財閥と企業（新版）」日本経済新聞社も参考になる。
- 14 中村青志「財閥—日本歴史学会編『日本史研究の新視点』吉川弘文館、一九八六年。
- 15 私が大商家や財閥の資本所有の性格が総有的だとしたのは、安岡「財閥資本の性格についての試論」『経営史学』第十三巻第一号、一九七八年、からのようである。安岡「財閥の経営史」（日本経済新聞社、一九七八年刊、増補版、社会思想社、一九九〇年）において総有についていろいろ述べている。最近、法政大学産業研究センター、橋本寿朗・武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』東京大学出版会、一九九二年、では、戦前の財閥資本の総有制と戦後の株式相互持合いとは、企業経営の安定を支え、長期的積極的経営戦略を可能にした要因であるという考えが表明されている。なお、家族が営業財産を総有制度によって所有する場合、持分権利者が恣意的に持分の分割を請求できないので、一面安全で安定的な所有であるが、他面一営業部門が大損失を出したときには、全財産を喪失する危険性がある。そこで一部の分店・支店を別企業として経営する方策がとられた。ヨーロッパには、次のような例がある。「これらの会社（家族企業—安岡注）には、メデイチ、ペルッチ、ピジュリ、フツガー、ルイス、ウエルサといった、創設家族の名前がつけられていて、多数の子会社をもっていた。本店をもつ家族がいつもたいいてい支店の資本の大株主であり、一四八〇年にブリュージュとロンドンのメデイチが破産したときでも、残りのメデイチ帝国は無傷のままだった。支店網の利益が如実に証明されたわけではない。」ジャック・アタリ著、山内昶訳『所有の歴史』法政大学出版局、一九九四年、二四五頁。原文をたしかめていない。

- が、ここでは「子会社」と「支店」は同一と思われる。日本の「支店」の危険回避については、安岡重明・天野雅敏編「日本経済史」、岩波書店、一九九五年、一章、三章を参照のこと。
- 16 デュボンやクルップについてはかんたんには、前掲安岡「財閥の経営史」参照。
- 17 客家の公普は「一族共有の財産、つまり公産である。親の遺産は兄弟の間で分割されるのではなく、主にこの公普に寄付され、祖先の祭りや、子弟の教育など、一族全体のために使われる。」高木桂蔵「客家―中国の内なる異邦人」講談社、一九九一年、一〇九頁。ただし企業の資本に使用されたかどうかは不明である。
- 18 安岡重明「同族企業における所有と経営」国際連合大学、一九八一年、一四―一五頁。広田勇「タータ財閥資本の同族的性格」『経営史学』第十三巻第二号、一九七九年、その他。三上敦史「インド財閥経営史研究」同文館、一九九三年、なつ。
- 19 ハワイのビッグ・ファイブについては、さしあたり、安岡重明「欧米の同族的大企業形態史の調査―財閥形成との関連において」『同志社商学』第三八巻三号、一九八六年。三上敦史・石川健次郎「ハワイにおけるBig Fiveの所有と経営の変質」同志社大学人文科学研究所編『社会科学』55号、一九九五年、瀬岡誠「Alexander & Baldwin, Inc.の企業者史的研究」(同号)参照。
- 20 以下主としてJared G. Smith, *The Big Five, A Brief History of Hawaii's Largest Firms*, The Advertiser Publishing Co, Ltd. 1942. による。
- 21 以下主として三上・石川前掲稿による。
- 22 Hal Hanna, *Big 5 Monopoly in Hawaii*, H. F. H., 1945 (?).
- (一九九五年九月三〇日稿)
- 〔付記〕本稿は一九九五年九月三十日の経営史学会第三二回大会(大阪学院大学にて)における自由論題報告に加筆したものである。